

農業用廃プラスチック

回収の事前受付

使わなくなつた農業用ビニール及びプラスチック（農ビ・農ポリ）を回収します。

なお、産業廃棄物となるため、運搬や処分は、事前契約が必要となります。

○受付日時

9月1日(木)～9日(金)

(役場閉庁日を除く)

午前9時～午後4時

(正午～午後1時を除く)

○受付場所

役場2階 産業課

○料金

詳しい内容については、受付時にご説明します。

○持参するもの

○印鑑

・搬出予定量のメモ
(農ビ〇kg・農ポリ〇kg等)

○農家負担金

1戸あたり1,000円
(別途、処分費を回収日当日に搬出量に応じて請求させていただきます。)

○回収日時

10月11日(火)

午前9時～午後4時

○回収場所

五霞ライスセンター敷地内

※回収場所までは、各自で搬入

となります。

○収集・運搬契約

廃棄物処理法（第12条第1項）により、農家のみなさんと運搬事業者との契約が必要になります。

希望される場合は、お申し出ください。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)25582 (直通)

ようお願いします。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)25582 (直通)

保険証を使って治療を受ける場合は、必ずご連絡ください。

※個人事業主など一部例外があります。

○注意事項

相手方との取り決めや示談をする前に届け出てください。

○第三者行為による治療費であります。

第三者（自分以外）の行為によつて負傷したり病気になつた場合

でも、保険証を使って医療機関で診療を受けることができます。

第三者行為の届出をお願いします

農用地利用権設定制度 があります

農地を遊休化し荒廃させる
と、年数を経るごとに農地性を失い、復旧させるためには、多大な投資と労力が必要になります。
高齢や勤め等の理由で耕作ができない方は、農業経営規模を拡大したい方に貸すことによって、農地の保全と有効利用が図れるようになります。

この制度は、農地を貸す人、借りる人が合意のうえ、農用地利用集積計画申出書を作成し、農業委員会で承認されることで法的に貸し借りが認められます。
貸借の契約期間は3年、6年、10年を原則とし、契約期間が満了すると、自動的に貸借権が消滅します。また、貸借期間中でも当事者の合意があればいつでも解約することができます。

○受付期間

9月1日(木)～11月10日(木)

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G

☎(84)25582

道路に農地の泥を落とさないよう注意しましょう

車道や歩道に落ちた泥のかたまりは、自動車だけでなく歩行者・バイク・自転車・車いすなどの通行の妨げになり大変危険です。

環境美化と交通安全のため、道路に泥を落とさないようにしましょう。なお、道路を汚してしまった場合は、速やかに泥の撤去・清掃をしていただきます

環境美化と交通安全のため、道路に泥を落とさないようにします。なお、道路を汚してしまった場合は、速やかに泥の撤去・清掃をしていただけます。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

○お問い合わせ

相手方との取り決めや示談をする前に届け出てください。